

平成30年10月15日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等 様
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長

市 長

平成31年度予算編成方針について

本年8月に総務省が示した「平成31年度地方財政収支の仮試算」においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太方針）」に基づき、地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとされた。

しかしながら、恵庭市における平成30年度予算では財源対策として財政調整基金の取り崩しを行い編成したところであり、本市の財政状況については、今後も引き続き収支改善の取組を強化する必要がある。

このため、歳入面においては、ふるさと納税による寄附金を含む特定目的基金の活用や使用料・手数料の改定に取組むなど、各種財源確保に取り組んでいるところであり、歳出面においては、第6次行政改革推進計画に基づく3つの柱を中心とした各種取組について、積極的に取り組み予算に反映させなければならない。

一方で、平成31年度より第5期恵庭市総合計画第2次実施計画期間となり、厳しい財政状況にあっても、人口減少社会を乗り越え、未来においても恵庭が住みやすい

まち、住み続けたいまちであり続けるため、引き続き、恵庭市総合戦略に位置づけされた子育て施策の充実や、ガーデン・デザイン・プロジェクトをはじめとした各事業を着実に実施するなど、恵庭の創生に挑戦し続けなければならない。

これらの事業を着実に進めながら、同時に行政評価による事務事業の見直しも不断に行い、持続可能な行財政運営の実現に向け、職員が一丸となって課題解決を図るよう新年度の予算編成に取り組んでいただきたい。

1 総括的事項

- (1) 平成31年度予算編成は、これまでの一般財源配分方式を継続する。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえた事業の大胆な見直し、統廃合、縮小化のほか、経費の思い切った削減などの検討を進めるとともに、行政評価の結果を適切に予算要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) ふるさと納税による寄附を含む各基金の活用については、各基金の所管課により定めた活用方針に基づき、積極的に有効活用すること。
- (5) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」をあげるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うこと。
- (6) 一般財源配分による配分内の予算要求事業であっても、原則として査定対象とすることから、要求内容については予め十分精査しておくこと。ただし、臨時的経費要求がない場合にあっては配分内経費の査定は行わない。
- (7) 平成31年度予算編成においても、引き続き市民と行政の相互理解を深めるために予算編成の情報共有を進めることから、積極的な情報公開を行うものであること。

2 具体的事項

(1) 歳入

国においては、2019年10月に消費税率の引上げに伴い、各種税制改正や教育の無償化施策、社会保障の制度改正をはじめとする様々な制度改正を進めていることから、国庫補助制度等の見直しなどに留意した上で予算要求を行うこと。

① 市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を的確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、収納率の向上、債権の早期回収、滞納整理等引き続き適切な徴収管理に努めること。

② 使用料、手数料、負担金、諸収入

受益者負担の原則や住民負担の公平性確保の観点、他市の状況などを勘案し、料金負担を求めているものや個別に見直しを検討しているもの、減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正・的確な額となるよう検討を進めること。

消費税率の引上げ時期に併せて使用料・手数料の見直しを検討しているが、予算要求に当たっては、従前の料金設定で行うこと。ただし、引上げした場合の料金影響額も試算し要求資料に添付すること。

また、市税と同様、賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

③ 国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度の変更などの情報収集を行い、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討した上で活用すること。

④ 財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等を進めること。

⑤ 市債

平成31年度は特に一般会計における市債の発行額が多額となることが想定されるが、財政運営の基本指針により実質公債費比率を抑制することや、第5期総合計画期間内における、建設市債残高の減少を目標としていることから、事業費の精査や交付税措置のある市債を充当するなど、将来負担の軽減に努めること。

(2) 歳出

2019年10月より消費税率の引き上げが予定されているが、税率引き上げに伴う経過措置や軽減税率制度に留意し、適正に消費税率を見積もること。

① 政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランクA・B・C・政策）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査の上要求すること。

「B」・「C」・「政策」ランクの事業については、予算査定時において事業実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めないので留意すること。また、政策的経費は「配分対象外経費」とするものであること。

② 臨時的経費の要求について

①を除く臨時的な経費で、単年度に限った経常経費のうち、一般財源ベースで30万円以上の増額要求については、臨時的経費要求を認めるものであるが、30万円を超えるからという理由で安易に臨時的経費として要求するのではなく、配分枠内での対応を基本とし、現にやむを得ない経費についてのみ、臨時的経費として要求すること。

③ 配分対象経費の組替えについて

①、②を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・一般財源配分予算額内で組み替えて要求すること。
- ・使用料・手数料の増収に伴い存置された一般財源を充当すること。
- ・組み替え可能経費の区分は各部に配分された「一般財源配分」内の経費（配分対象経費）とする。したがって、「人件費、臨時・非常勤職員賃金・

共済費、扶助費、指定管理料、債務負担、長期継続契約の一部、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、配分外経費として組み替え対象外である。

- ・なお、組み替えについては、市民の声を活かし、部の独自性のある取り組みを行うよう努めること。
- ・特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組み替えること。

④ 平成31年度における臨時事務補助の賃金の要求は、平成30年度ベース（平成26年度対比で賃金1か月削減を継続）とし、職員課によるヒアリング結果に基づき行うものとする。

⑤ 一般会計並びに、特別会計及び企業会計における負担について、一般会計より基準外繰入を行っているものについては、ルールの積極的な見直しを行い、一般財源繰入の圧縮を図ること。

⑥ 様々な不確定要素により、予測が難しい又は、変動が著しい歳出予算については、適宜予算計上し対応するものとする。

⑦ その他（配分予算の取扱い）

- ・臨時的経費要求がない場合、部に配分した予算については査定を行わない。
- ・臨時的経費要求がある場合、各事業について過去の実績（決算額等）を参考に適正金額の検証を行い、配分後に査定を行う。
- ・新規・拡充事業、制度改正を伴う事業、要求区分の変更（部内組替⇔臨時）などは、必要に応じ査定を行う。